

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 9 級に該当すると
して、障害等級第 10 級として認定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、生産技術職として勤務しており、出勤のため自転車で走行中、左方から出てきた普通自動車に衝突され負傷した。負傷後、A病院を受診した後、B病院に転医し、「左橈骨遠位端骨折、左正中神経損傷」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 10 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

左正中神経損傷が原因と考えられる左手全体の痺れ感及び左手うっ血症状の残存について、後遺障害を考慮していないため、追加で認定していただきたい。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 左手関節は、臑側に比べ 2 分の 1 以下の可動域制限が認められ、原因は橈骨の遠位端関節面での骨折によるものと考えられ、その程度から「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節に著しい機能障害を残すもの」（障害等級第 10 級の 9）に該当する。

(2) 請求人が愁訴する神経症状は、主治医の B 病院医師は、障害の状態について「左手全体のしびれ、左手関節痛の残存」と診断しており、上記の障害に通常派生するものと考えられる。

(3) 以上から、障害等級第 10 級に該当するものと判断した。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 左橈骨遠位端の骨折により、左手関節に著しい障害を残すものに該当し、「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節に著しい障害を残すもの」（障害等級第 10 級の 9）に該当する。

イ 請求人が愁訴する左手の神経症状について、地方労災医員の意見から、左正中神経損傷によるものと考えられ、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」と認められることから、「局部にがん固な神経症状を残すもの」（障害等級第 12 級の 12）に該当する。

(2) 結論

以上から、請求人の障害の程度は、①左手関節の機能障害に障害等級第 10 級、②左手の神経症状に障害等級第 12 級が残存することから、併合の方法により、障害等級第 9 級に該当するものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第 10 級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分は、取り消されるべきである。